

商品テスト「つけ爪、まつげエクステンション等に使用する接着剤の安全性」実施結果等（概要）

背景

- 近年、つけ爪やまつげエクステンションは人気の一方、施術に関することや接着剤に起因するとみられる相談も寄せられている。
- これらの接着剤は、身体に使用することにかかわらず、中には瞬間接着剤と同じ成分のものもあり、有害な化学物質等の基準や表示に関し規制する法令等がない。
- 類似するものとして、「つけまつげ」等の接着剤やマニキュア等の化粧品は、ホルムアルデヒドの規制がある。
- 最近では、業務用や海外製品を手軽に入手できる。消費者が十分な知識を持ちあわせていないまま自己流で施術することで生じる危害が増加してくる懸念もある。

【危害危険事例】

- ・ネイルサロンで施術を受けたが、翌日から爪が黄ばんできた。やり直してもらったが、後から付けたものがまた浮き出て黄ばんだ。
- ・インターネット通販で、プロ用のまつげエクステンション用接着剤を購入した。揮発した成分が目にしみて、涙が止まらなくなった。

【ホルムアルデヒドとは】

繊維製品の防しわ、防縮のための加工や合板の接着剤として使用される化学物質の一種。その一方、皮膚接触による皮膚炎を起こしたり、粘膜に対する刺激性があり目がチカチカする、涙や鼻水が出る等の症状も起こすことが知られている。

テスト内容

テスト対象

- ◆次に掲げる市販の接着剤 計25検体
- ・つけ爪、まつげエクステンション用 各10種類
- ・かつら、つけまつげ、つけひげ及びくつしたどめ用接着剤、瞬間接着剤 各1種類

テスト内容

- ◆表示調査
成分等表示に関する調査
- ◆ホルムアルデヒド溶出量、放散量を測定
(溶出量は家庭用品規制法施行規則に定めるつけまつげ等用接着剤の試験方法による。)

テスト結果及び結果を受けての課題等と対応

(1)表示調査

成分や取扱い上の注意、問合せ先等も含めて一切の表示がないものも！

検体の種類	法規制	表示調査	試験結果を受けての課題等	対応
つけ爪用	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に表示されているものがある一方、全くないものもある。 ・次のような状況も見られた。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語以外の表記のみのもの ・本体と広告とで、成分表記に相違 ・まつげエクステンション用接着剤の一部に「セルフ用」と記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に使用する接着剤の表示について規制する法令等がない。 ・消費者は成分等を確認することができない。 ・施術を行う場合には美容師免許が必要なまつげエクステンションに使用する接着剤も、一般消費者が容易に入手可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・国(消費者庁) …法規制等による表示の適正化に向けた対策の推進を要望 ・製造業界 …成分等についての表示を要望
まつげエクステンション用	【参考例示】 家庭用品品質表示法 雑貨工業品の中に接着剤の分類がある(雑貨工業品品質表示規程)。 しかし、身体に使用する接着剤は、対象外である。			
かつら用				
つけまつげ用				
つけひげ用				
くつしたどめ用				
瞬間接着剤	家庭用品品質表示法	家庭用品品質表示法上、適正	(適正表示)	

(2)ホルムアルデヒドに係る試験

商品テストを行った全てのつけ爪、まつげエクステンション用接着剤からホルムアルデヒドの溶出及び放散を確認！

検体の種類	法規制	溶出試験	放散試験	試験結果を受けての課題等	対応	
つけ爪用	なし	全ての検体でホルムアルデヒドを溶出	全ての検体でホルムアルデヒドを検出	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に使用するものでありながら、接着剤の成分について、規制する法令等がない。 ・接着剤の成分の特性に応じた試験方法の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・国(消費者庁) …試験法を含めた有害物質等について、法規制等による安全対策の推進を要望 ・製造・販売業界 …接着剤の安全性確保の推進を要望 	
まつげエクステンション用						
かつら用						家庭用品規制法 …試料1g当たりのホルムアルデヒドの溶出量の規制
つけまつげ用						
つけひげ用						
くつしたどめ用						
瞬間接着剤	なし	ホルムアルデヒドを溶出		(身体に使用するものではない。)		